

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第53号 宇治市職員の提案に関する規則の一部を改正する規則
 (政策推進課) … 2

訓 令 甲

- 訓令甲第6号 宇治市警備員規程の一部を改正する規程
 (管財課) … 2

規 則

宇治市職員の提案に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年8月6日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第53号

宇治市職員の提案に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の提案に関する規則(平成14年宇治市規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「褒賞」を「表彰」に改める。

第8条第2項第1号中「の向上、実現性、費用対効果及び」を「及び市のブランド力の向上並びに」に改め、同項第2号中「市民サービスの向上、実現性及び費用対効果」を「創意性、市民サービスの向上及び事務効率の改善」に改め、同条第4項及び第5項中「褒賞」を「表彰」に改める。

第4章の章名中「褒賞」を「表彰」に改める。

第22条を次のように改める。

(表彰)

第22条 表彰は、提案者に対し次の各号に掲げる区分に応じて市長が表彰状を授与することにより行う。

- (1) 最優秀賞
- (2) 優秀賞
- (3) 努力賞

第23条中「褒賞」を「表彰」に、「すべて」を「全て」に改める。

第24条の2第3項前段中「まで」を「まで、第22条」に改め、同項後段中「、「褒賞」を「、「表彰」に、「、「同条第5項中「褒賞」とあるのは「表彰」を「、「第22条中「提案者に対し次の各号に掲げる区分に応じて」とあるのは「第24条の2第1項の規定による推薦をした部課等の長及び同項に規定する職員に対し」に改め、同条第5項を削る。

第26条中「、「別表第2」を「、「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別記様式第1号ロ「市民サービスの向上」を「創意性(オリジナリティ)」に、「実現性」を「市民サービスの向上」に、「費用対効果」を「市のブランド力の向上」に改める。

別記様式第5号中「褒賞」を「表彰」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

訓 令 甲

宇治市訓令甲第6号

宇治市警備員規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年8月24日

宇治市長 山本 正

宇治市警備員規程の一部を改正する規程

宇治市警備員規程(昭和40年宇治市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「掲げる」を「掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「休日」を「休日(宇治市職員の勤務時間及び休日規則(昭和26年宇治市規則第16号)第10条第1項に規定する休日)をいう。以下同じ。)

」に改め、同項第3号中「の昼夜間」を「、「日曜日及び休日の」に改め、「翌日午前9時まで又は午前9時15分から」を削り、同項第4号を削り、同条第2項中「定める」を「規定する」に、「、「市長」を「、「任命権者」に改め、同条第3項を削る。

第4条第1号中「一般職員の勤務時間」を「勤務時間(宇治市職員の勤務時間及び休日規則第2条本文に規定する時間をいう。以下同じ。)」に、「定める」を「掲げる」に改め、同号イ中「玄関案内者」を「玄関受付案内職員が」に改め、同条第2号中「一般職員の」を削り、「定める」を「掲げる」に改め、同号ア中「、「書類備品」を「並びに書類、備品」に、「盗難防止」を「盗難の防止」に改め、同号イ前段ロ「、「職名」を削り、「、「登庁及び退庁時刻」を「並びに登庁及び退庁の時刻」に改め、同号ウ中「開錠旋」を「開錠及び施錠」に、「庁舎施錠」を「庁舎の開錠及び施錠」に改め、「(土曜日、日曜日は午後2時)」を削り、「午前6時」を「午前7時30分」に、「午後11時(土曜日、日曜日及び休日は午後8時)」を「午後11時45分」に改め、同号中エを削り、同号オの表以外の部分中「表」を「表の左欄」に、「簿書類及び物品を」を「文書等を同表の右欄に掲げる」に改め、同号オの表を次のように改める。

文書等	主務課
天ヶ瀬ダム放流連絡受信紙	危機管理室
注意報及び警報受報用紙	危機管理室
台風天気図	危機管理室
死亡届等用紙類	市民環境部市民課
住民票の写し及び印鑑登録証明書	市民環境部市民課
火葬場使用許可簿	市民環境部環境企画課
犬、猫等の死体処理申込書	市民環境部ごみ減量推進課
行旅死亡人取扱記録	福祉こども部地域福祉課
行旅病人救護記録	福祉こども部生活支援課

第4条第2号中オをエとし、同号カ中「宇治市職員の勤務時間及び休日規則第2条本文に規定する」を削り、「又は物品その他」を「、「物品等」に改め、同号カ(ア)中「又は物品その他」を「、「物品等」に改め、同号カを同号オとし、同号中キをカとする。

第5条中「(別記様式)」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。